

【エクアドル経済:2009年7月】

1. 国内経済

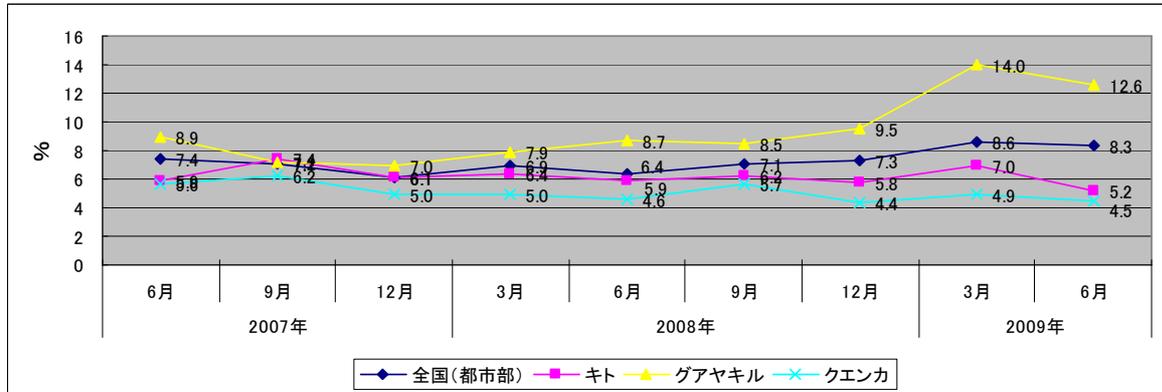
(1) 経済指標

(i) 経済成長率(2009年第1四半期経済成長率)

16日、中央銀行は2009年第1四半期経済成長率につき、前期比▲1.62%、前年同期比1.19%と発表した。

(ii) 失業率

15日、国家統計調査局(INEC)は2009年第2四半期の失業率を発表した。国家統計調査局(INEC)の失業率発表によると、国際金融危機の影響を当国も受けていたが、2009年第2四半期に於いて、キト市:7%(4月)から5.2%(6月)、グアヤキル市:14%(4月)から12.6%(6月)、クエンカ市:4.9%(4月)から4.5%(6月)、マチャラ市:10.9%(4月)から9.6%(6月)といずれも失業率が好転した。



(出所:INEC)

(2) 経済政策

(i) 生活補助金の引上げ

21日、コリア大統領は大統領令第1838号を以て、生活補助金(BDH:Bono de Desarrollo Humano)を現行30ドルから35ドルに引き上げる旨を発表した。本措置は財務省により実施され、国家予算として計上される。(65歳以上の)高齢者、身体障害者、(及び18歳以下の子供を有する単身母親)が右生活補助金の受給資格を有する。本措置は8月から実施される。

(ii) 個人総資産申告期限延長

2008年5月15日付官報第337号を以て、エクアドル国民及び当国在住外国人は国税庁に資産申告を毎年行う旨義務づけられ、2009年1月1日時点で個人総資産10万ドル以上を有するエクアドル国民及び当国在住の外国人は国税庁(SRI)に個人総資産申告の義務を有し、同申告は毎年5月迄に行わなければならない旨決定された。2009年3月11日付大統領令第1613号を以て、個人総資産申告義務額を10万ドル以上から20万ドル以上(夫婦の場合40万ドル以上)に引き上げる旨改正された。

6月29日、国税庁(SRI)による総資産申告手続きの期限は終了した。国税庁は約2万人に及ぶ申告を予想していたが、申告を行った者は1万5,321人のみであった。

2日、国税庁は申告期限を一ヶ月延長(7月29日迄)すると共に、申告遅滞者に対し30ドルの罰則を課す旨決定した。

(3) 石油事業

(i) ペレンコ社(仏石油企業)の操業問題: ブロック 7 及び 21 石油鉱区

13 日、ペレンコ社はエクアドル政府が引き続き原油を接收するのであれば所有鉱区の操業を停止する旨脅した。マルケス(Rodrigo Marques)ペレンコ・ラ米地域社長は「コリア大統領の不当な措置により原油接收が行われ、弊社は非常に厳しい状況にあることから操業を停止する旨検討している。政府との交渉の可能性は政府次第であり、我々は和解に向け数々のことを行っている」旨述べた。

16 日、ハラミージョ(Luis Jaramillo)エクアドル石油公社総裁は「ペレンコ社が撤退しても、ブロック 7 及び 21 石油鉱区の操業を停止しない。右鉱区はエクアドル石油公社系列子会社であるアマソナス石油公社(PETROAMAZONAS: 現在、同社は元オキシデンタル社が所有していたブロック 15 鉱区を操業している)に操業を委託する」旨述べ、エクアドル石油公社は同鉱区の技術者及び作業夫(342 名)に対し操業停止を行わないよう要請し、アマソナス石油公社により操業続行された。

20 日、フランス政府はエクアドル政府による同鉱区操業につき拒絶の意を示した。Frederic Desagneux 仏外務省報道官は「仏政府はペレンコ社とエクアドル政府との間で意見の相違がある状況下に於いて、エクアドル政府がペレンコ社の鉱区操業を獲得したことを承知している。このような措置は交渉及び投資環境の悪化を引き起こすものである」旨非難した。一方、ファルコニ外相は「当国が適用した措置は法律に則ったものである」旨述べ、一連の措置を正当化した。

(ii) バイオ燃料の試験運用

19 日に生産調整省(MIPRO)はバイオ燃料試験運用計画(Plan Piloto de Biocombustible)を発表した。高オクタン価ナフサの輸入を止め、サトウキビ・エタノール利用により年間約 3,200 万ドルを節約したいとの由。【当館註: 2008 年石油製品年間輸入は 2,780 万バレル(ナフサ: 740 万バレル/軽油: 1,110 万バレル/天然ガス 920 万バレル)、28 億 7,800 万ドル(ナフサ: 8 億 600 万ドル/軽油: 14 億 500 万ドル/天然ガス 6 億 6,600 万ドル)】

バイオ燃料試験運用計画は国家計画に基づき実施され、サトウキビを始め、椰子、モロコシ、カサマツ等を原料としたバイオ燃料製造を推進する。当国のエネルギー事情に変化を与えるものであり、環境保護に貢献するものとなっている。

現在、ノーマルガソリンに 5%のバイオエタノールを化合したものを沿岸工科大学(ESPOL: Escuela Politecnica de Litoral)にて販売しており、通常のガソリンスタンド等での販売は実施されておらず、沿岸工科大学のみとなっている。

(iii) マナビ石油化学精製所コンビナート建設計画

客年 7 月 15 日、マナビ県アロモにおいて、チャベス・ベネズエラ大統領とコリア大統領は、マナビ石油化学精製所コンビナートの起工式に出席し「エクアドル石油公社＝ベネズエラ石油公社合併協定(Constitucion de Empresa Mixta PETROECUADOR-PDVSA)」に署名した。右協定締結により、総額 60 億ドル(エクアドル 51%、ベネズエラ 49%)の出資を以て、日量平均 30 万バレル精製可能な石油化学精製所コンビナートの建設が決定した。本格的な建設開始は 2010 年からとされ、完成は 2013 年を予定していた。しかし、客年末の原油価格下落及び経済危機の影響を受け、資金面で支障を来し暗礁に乗り上げていた。

24 日、マナビ県プラサ・デル・ソル商業施設内に、マナビ石油化学精製所コンビナート建設計画を遂行するためエクアドル石油公社＝ベネズエラ石油公社合併会社事務所が開設された。

エクアドル石油公社及びベネズエラ石油公社は総工費の 30%相当を負担するが、現在、残り 70%の資金調達先を探している。SK社(韓国系石油企業)は本件環境調査を担当しており、また、同社は本件資金の出資にも関心を示している。

(4)閣僚の異動

(i)預金保証庁(AGD)長官の辞任

9日、ブラボ(Carlos Bravo)預金保証庁長官は「我々の見解、及び市民革命政府の見解双方を両立することは出来ない」旨語り辞意を発表した。同長官の辞任は、イサイアスグループ財産接収問題に関し、財産の売却手続きが遅れていることに対する責任をとったものと見られる。後任にトレス女氏(Katia Torres)が暫定的に就任した。

(ii)農牧畜水産漁業大臣の交替

15日、コレア大統領は、辞任したポベダ(Walter Poveda)農牧畜水産漁業大臣の後任として、エスピネル(Ramon Espinel)外務省貿易・統合担当筆頭次官を任命した。

(iii)電力・代替エネルギー大臣の交替

13日、コレア大統領は、辞任したモスケラ電力・代替エネルギー大臣の後任として、アルボルノス(Esteban Alborno)エクアドル電力公社(CELEC)総裁を任命した。同大統領は、モスケラ前大臣の功績に謝意を表明し、同前大臣は、電力分野の研究機関において政府に協力し続けることになるであろう旨言及した。

(iv)大統領府情報長官の任命

13日、コレア大統領は、先月8日に新設された大統領府情報局の長官としてヒホン(Francisco Jijon)国内外安全調整省戦略研究顧問を任命した。

2. 対外経済

(1)アンデス貿易促進・麻薬根絶法(ATPDEA)延長

1日、外務省は米国政府が当国に対するアンデス貿易促進・麻薬根絶法(ATPDEA)の適用期限を本年末まで延長する旨発表した。6月30日、オバマ米大統領は米国議会に本法適用期限延長を要請した。同法は米国よりアンデス諸国へ一方的に適用される特例法であり、約5,500品目につき米国側特惠関税が認められている。ペルー及びコロンビアに対しても同様に同法は適用される。

(2)国際投資紛争解決センター脱退

2日、コレア大統領は世界銀行が関与する国際投資紛争解決センター(ICSID:International Center for Settlement of Investment Disputes)協定の破棄に関する大統領令第1823号(Decreto No.1823)に署名した。右大統領令は官報掲載を以て発効となる(第3条)。

右大統領令は、当国憲法422条に「エクアドルの主権が侵されるような国際機関及び協定は批准しない」と明記されていることを根拠としている。また、同協定第71条には「同協定を批准する全ての国家政府は最高指導者(元首)の文書を以て協定破棄を行うことが出来る。協定破棄は右文書発効六ヶ月後に効力を有する」と明記されている。

(3)対欧州連合(EU)

17日、ファルコニ外相は「国内の雇用及び製造業を保護するため、当国の満足のいく回答が得られるまで、エクアドルは欧州連合との協議を停止する」旨述べた。

ファルコニ外相は「欧州連合との協議は通商、関税、政策、経済協力の分野も含む連携協定締結を期待していた。当国の要求は移民問題、経済協力強化のテーマに及び欧州連合との協議を強化するものであった。当国は自由貿易協定(FTA)を協議したいのではない。開発のための

通商協定(Tratado de Comercio para Desarrollo)を模索しているのである」旨述べた。

18日、コリア大統領は「バナナ関税に関しエクアドル側を支持する世界貿易機関(WTO)の裁決を欧州連合が遵守するまで、欧州連合と協議は行わない。当国はアンデス共同体(CAN)を通じ欧州連合と協議を重ねてきたが、我慢の糸が切れた。ペルー及びコロンビアは米国と既に自由貿易協定を締結しており、欧州連合との右協定締結に於いて影響を被るものが少ししかない。過ちの一つとして、欧州連合が地域間協議を好まず、二国間協議を望んでいたことが挙げられる。また他の過ちとして、政策・経済協力・通商分野を三本柱とする協議が行われず、通商分野だけに固執したことが挙げられる。更に、世界貿易機関の枠組みに沿った自由貿易協定を策定したところにある。右に関し、我々は決して容認しない。我々は妥協しない。我々は決して屈しない」旨述べた。

(4)アンデス共同体(CAN)

22日、アンデス共同体外相会合に於いて、ペルーはアンデス諸国統合に向け強化を図るためアンデス共同体暫定議長(Presidente Pro Tempore)の任についた。

同会合はファルコニ外相、ベラウンデ(Jose Antonio Garcia Belaunde)ペルー外相、ベルムデス(Jaime Bermudez)コロンビア外相、グスマン(Pablo Guzman)ボリビア外務副大臣、エレルス(Freddy Ehlers)アンデス共同体事務局長、及びトレス(Ramon Torres)エクアドル大統領代表の出席のもと執り行われ、トレス代表より各国大統領代表の活動報告、並びにアンデス諸国の新戦略展望と戦略課題に関するエクアドル側提案が提出された。

(5)対コロンビア輸入規制

10日付官報第631号(Registro Oficial No.631)貿易投資審議会決議第494号(Resolucion 494 del COMEXI)を以て、対コロンビア輸入規制措置が11日発効した。

貿易投資審議会決議第494号

第一条:一年間を期限とした輸入制限措置(Salvaguardia)を適用する。コロンビア・ペソの切下げによる正常な競争力環境の悪化を是正するため、コロンビアからの輸入品につき、現行の当国関税措置を適用する。右措置適用により、別添の輸入制限措置品目につきアンデス共同体(CAN)の特恵関税措置は適用されない。【註:コロンビアからの輸入品 1,346品目につきアンデス共同体特恵関税枠から外され、通常の間通関税率が適用される】

第二条:貿易投資審議会(COMEXI)の下に置かれる常設の特別委員会に対し、本措置の適用、当国経済への影響に関する継続的な調査・評価・及び本措置の適用範囲の継続の見直しを行わせる同特別委員会は中央銀行(BCE)、財務省(MF)、税関公社(CAE)経済政策調整省、外務省(MRECI)、国税庁(SRI)、及び工業競争力省(MIPRO)の代表者によって構成される。同特別委員会委員会は事務的情報を15日毎に貿易投資審議会(COMEXI)の取締役会に提出する。

第三条:貿易投資審議会(COMEXI)の取締役会に対し、第二条の特別委員会の資料に基づき、本措置の監察及び適用に必要な決定の採択を委任する。

第四条:本措置は官報掲載の明日を以て発効し、コロンビアからエクアドルへの輸入品に対し適用される。本措置は貿易投資審議会(COMEXI)により7月6日承認された。

(6)対インドネシア関係

20日、エクアドル石油公社系列子会社ペトロプロダクション社(Petroproduccion)及びインドネシア石油公社は、当国東部オリエンテ地区に於ける(別添地図参照)石油天然ガスの探鉱及び採掘開発に向けたフィジビリティ調査を実施するための協定を締結した。

右協定に基づき、原油可採埋蔵量、及び国内石油事業領域の拡大を目的として、当国アマゾン地域東部オリエンテ地区での石油天然ガスの探鉱及び採掘開発のフィジビリティ調査が実施される予定である。

(7)対中国関係

23 日、エクアドル石油公社 (Petroecuador) は中国石油 (China National Petroleum Corporation:CNPC 子会社)と原油引換融資契約を締結した。右契約により、エクアドル石油公社はオリエンテ地区6ヶ所、及びナポ地区2ヶ所で生産される原油(36 万バレル/月量:各箇所)を二年間に亘り、来る 8 月から中国石油に引渡され、中国石油は同地区生産原油を担保に 10 億ドルの融資を前渡供与する。

※以上は、当地新聞情報をとりとめたものです。